

平成 31 年度

県の施策・制度・予算に関する要望

平成 30 年 8 月 28 日

神奈川県市長会

神奈川県市長会役員等名簿

役職名	氏 名		備 考
会 長	厚 木 市 長	小 林 常 良	総務部会長
副 会 長	小 田 原 市 長	加 藤 憲 一	全国市長会評議員（財政）
	逗 子 市 長	平 井 竜 一	
	大 和 市 長	大 木 哲	
顧 問	横 浜 市 長	林 文 子	
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦	
	相 模 原 市 長	加 山 俊 夫	
	茅 ケ 崎 市 長	服 部 信 明	
相 談 役	海 老 名 市 長	内 野 優	全国市長会評議員（行政）
常任理事	相 模 原 市 長	加 山 俊 夫	全国市長会理事（財政）
	茅 ケ 崎 市 長	服 部 信 明	全国市長会理事（経済）
	三 浦 市 長	吉 田 英 男	全国市長会評議員（社文）
	座 間 市 長	遠 藤 三 紀 夫	全国市長会評議員（経済）
	鎌 倉 市 長	松 尾 崇	全国市長会関東支部理事
理 事	藤 沢 市 長	鈴 木 恒 夫	行政部会長
	伊 勢 原 市 長	高 山 松 太 郎	厚生労働部会長
	綾 瀬 市 長	古 塩 政 由	財 政 部 会 長
	横 須 賀 市 長	上 地 克 明	経 済 部 会 長
	秦 野 市 長	高 橋 昌 和	社会文教部会長
監 事	平 塚 市 長	落 合 克 宏	
	南 足 柄 市 長	加 藤 修 平	
常務理事	事 務 局 長	山 口 正 志	

要望にあたって

県内の都市行財政運営につきまして、日頃から特段のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、景気は回復基調にあり、個人消費と生産活動は緩やかに持ち直し、雇用も改善しているとされておりますが、都市自治体の税財政は依然として厳しい状況にあります。

こうした中にあっても、住民に最も身近なところで行政を預かる我々都市自治体は、本年6月の大阪府北部地震や7月の西日本豪雨災害に見られるように、頻発する甚大な自然災害への対応の強化をはじめ、進展する人口減少社会への対応など、暮らしに直結する多様な課題に取り組み着実に対策を進めていかなければなりません。

この要望書は、県内各市の施策や行政課題を着実に推進・解決していくため、県における平成31年度の制度設計や予算編成等へ反映していただくことを目的として、県内各市の要望をとりまとめたもので、いずれも各市にとって重要な事項です。

各市はそれぞれの創意工夫により特色あるまちづくりを進めるとともに、広範な行政サービスを安定的に提供するため、積極的に行財政改革に取り組んできました。しかしながら、我々都市自治体の力だけでは解決できない課題が少なくないことも事実であり、その解決には、県及び国による制度の改革や支援が必要です。

県におかれましても、「人生100歳時代の設計図」の取組みや、神奈川から経済のエンジンを回していくための施策を展開されているところですが、同じ神奈川を舞台とする県政及び市政の更なる発展のため、各市の実情にご理解を賜り、一層のご支援をお願い申し上げます。

平成30年8月28日

神奈川県市長会 会長

市長 小林常良

目 次

重 点 要 望 事 項

1 地震防災対策の充実強化	1
・地震防災対策の支援体制の拡充	
・津波対策の強化	
・災害時の踏切早期開放ルールの整備	
・富士山火山噴火による被害想定調査の実施	
2 都市税財源の充実強化	3
・都市税財源の充実確保	
・国庫補助負担金の充実	
・新たな公債費負担軽減対策制度の創設	
・普通交付税不交付団体の較差解消及び特例債の創設	
3 社会福祉施策の充実	5
・国民健康保険の国庫負担減額措置の撤廃	
・重度障害者医療費助成制度の充実	
4 地域保健医療対策の充実	6
・産科、小児科及び救急医療に係る医療体制の維持	
・医療従事者の養成・確保に対する支援	
・小児医療費助成制度の創設	
・小児医療費助成制度の充実	
5 教育行政の充実	8
・教員数配置の充実強化	
・特別支援教育の教職員配置等の充実強化	
・不登校等の学校不適応対策	
・県費学校栄養職員の配置基準見直し	

6 都市環境行政の推進	10
・廃棄物処理対策	
・有価物等の取扱者への規制・指導	
7 都市基盤の整備	12
・インフラ整備に係る国庫補助の確保	
・急傾斜地崩壊対策の推進	
・道路の整備	
・河川・海岸の整備	
・バリアフリー新法施行に伴う諸施策への支援	

要 望 事 項

【安全・安心】

- | | |
|-----------------|----|
| 1 地域防災力・災害対策の強化 | 15 |
| 2 治安対策の強化 | 15 |

【地方行財政】

- | | |
|-----------------------|----|
| 3 中核市移行の推進支援 | 16 |
| 4 社会保障・税番号（マイナンバー）制度 | 16 |
| 5 地方消費者行政の充実強化 | 17 |
| 6 都市財政充実強化のための県補助金の是正 | 17 |

【都市振興】

- | | |
|--|----|
| 7 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会、
ラグビーワールドカップ 2019 に向けた整備 | 18 |
| 8 「三浦半島魅力最大化プロジェクト」の推進 | 19 |

【子育て・健康・福祉】

- | | |
|-------------------------|----|
| 9 子育て環境・児童福祉施策の充実 | 20 |
| 10 保健・医療施策の充実 | 21 |
| 11 国民健康保険制度の充実 | 22 |
| 12 介護保険制度の充実 | 23 |
| 13 高齢者福祉施策の充実 | 24 |
| 14 障害者福祉施策の充実 | 24 |
| 15 生活困窮者対策の充実 | 26 |
| 16 福祉施策等に係る地域手当級地区分の見直し | 26 |

【教育・文化】

- | | |
|--------------|----|
| 17 学校教育の充実強化 | 27 |
| 18 文化財の保護 | 29 |

【環境・エネルギー】

19 廃棄物処理対策	30
20 再生可能エネルギーの普及促進	30
21 鳥獣被害対策の推進	31

【基地対策】

22 基地対策の促進	32
------------	----

【まちづくり・産業】

23 社会資本の整備推進	33
24 まちづくり推進	34
25 都市公園等の整備	36
26 道路の整備	37
27 都市交通施策の推進	40
28 河川・海岸の整備	41
29 漁港等の整備	43

重 点 要 望 事 項

凡 例

新規…今年度新規のもの

一部新規…従来から一部改変したもの（アンダーラインの箇所が改変箇所）

1 地震防災対策の充実強化

神奈川県では、都心南部直下地震、三浦半島断層群の地震、神奈川県西部地震、東海地震、南海トラフ巨大地震、大正型関東地震などの発生が想定されています。また、県内では全域が首都直下地震対策特別措置法に基づく「首都直下地震緊急対策区域」に、27市町が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に、13市町が「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。

平成27年に神奈川県が東日本大震災後初めて実施した地震被害想定調査報告書では、地震、津波による甚大な被害が想定されており、県内の地震防災対策をより一層強化することが必要です。

については、地震防災対策の更なる強化を図るために、次の事項について要望します。

1 地震防災対策の支援体制の拡充 一部新規

- (1) 神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金について、第1次緊急輸送道路に加え、第2次緊急輸送道路及び市が指定する緊急輸送道路補完道路の沿道建築物についても対象とするよう拡充を図ること。
- (2) 神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金について、内部留保を行わず、所要額を年度当初に交付すること。また、経常的に必要となる維持管理に係る経費及び昭和56年5月以前に建てられた旧耐震基準分譲マンションの耐震改修事業に係る経費も補助対象とするよう拡充を図るとともに、補助額、補助率を引き上げること。

2 津波対策の強化

浸水想定域への避難施設設置等、新たな津波浸水想定を踏まえた津波防災対策に対する支援を行うこと。また、津波防災地域づくりの推進計画の策定や総合的な津波防災対策について、沿岸市町と十分協議するとともに、国が示す知見や制度に係る情報提供や技術的支援を行うこと。

3 災害時の踏切早期開放ルールの整備 新規

災害発生時に、避難行動、救出救助活動、消火活動、救援物資の搬送等を迅速かつ効果的に実施するためには、災害発生時の踏切の遮断を早期に開放する必要がある。そのため、鉄道事業者と災害時の踏切の早期開放に向けたルールづくりを進めるよう国に働きかけること。

4 富士山火山噴火による被害想定調査の実施 新規

富士山火山噴火による災害発生の可能性が叫ばれており、噴火した場合、社会生活等への影響が懸念されるため、噴火以降の時間軸と降灰量のシミュレーション等に関する調査を早急に実施すること。

2 都市税財源の充実強化

地方分権・地域主権改革の推進は、地方自治体の自主的かつ自立的な行財政運営、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るうえで、必要不可欠です。

これらの改革を着実に推進するためには、国から地方への権限の移譲などとともに、地方税源の充実・確保や国庫補助負担金の充実、地方交付税等の税財政上の措置の在り方など、都市税財源の拡充や国庫補助負担金の実態に即した改善による都市自治体の超過負担の解消などが求められています。

については、都市税財源の充実等を図るため、次の事項について要望します。

1 都市税財源の充実確保 一部新規

- (1) 平成 26 年度税制改正において、地方法人課税の偏在是正を目的とし、法人住民税法人税割の一部を国税化することになり、また消費税率 10% 段階において更に拡大する見込みであり、このことは地方分権への歩みを止めるものであることから、法人住民税の一部国税化の見直しを行うよう国に働きかけること。
- (2) 消費税率の引き上げに伴い施行される法人住民税の税率引き下げによる減収分が、普通交付税不交付団体にも確実に措置される制度設計を行うよう国に働きかけること。
- (3) 事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しを実施する際には、都市が自主的かつ自立的に行政需要に対応できるよう、都市自治体への税源移譲の積極的かつ計画的な推進を図るとともに、臨時財政対策債への振替措置の廃止など地方交付税制度の改正により、地方税財源を充実強化するよう国に働きかけること。
- (4) ゴルフ場利用税については、税収の 7 割がゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村にとって貴重な財源となっていることから、引き続き堅持することを国に働きかけること。
- (5) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、対象団体を限定せず、全ての地方公共団体に適用するよう国に働きかけること。

重 点 要 望 事 項

- (6) 中小企業等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者に対し、償却資産の課税標準の軽減措置を実施する市町村に対し、地方固有の財源である固定資産税の減額分を地方特例交付金等で補てんするよう国に働きかけること。

2 国庫補助負担金の充実 一部新規

- (1) 税源移譲を伴わない国庫補助負担金の削減等は、都市財政を圧迫するため、行わないよう国に働きかけること。
また、補助単価、対象、基準等については、実態に即した改善を行い、都市自治体の超過負担の解消を図るよう国に働きかけること。
- (2) 都市自治体の財政負担解消のため、消防防災施設整備費補助金の配分方針について、実態に即した見直しを行うよう国に働きかけること。

3 新たな公債費負担軽減対策制度の創設

高金利時代の地方債に係る公債費負担を軽減するため、公的資金補償金免除繰上償還制度に代わる新たな公債費負担軽減対策制度を創設し、制度要綱で条件を定める場合は、対象とする金利の引き下げや財政力指数及び資本費といった許可要件の緩和を図るよう国に働きかけること。

4 普通交付税不交付団体の較差解消及び特例債の創設

厳しい財政状況の中、財政力指数による国庫補助金等の較差が設けられ、さらに臨時財政対策債の借り入れができなくなるなど、普通交付税不交付団体を理由に財政負担を余儀なくされ、財政運営に苦慮している。不交付団体における国庫補助金等の補助率の較差解消及び特例債の創設を国に働きかけること。

3 社会福祉施策の充実

今日の我が国は、少子・高齢化が世界に例を見ないスピードで進行しており、経済や社会保障、地域福祉などの多くの分野に重大な影響を与えてています。こうした社会経済情勢のもとでは、社会福祉を向上させ、だれもが生活しやすい社会を実現していくことが重要です。一方で、社会保障施策の柱のひとつである国民健康保険制度では、自治体における医療助成事業の実施に伴う国庫負担金の減額、障害者福祉施策のひとつである重度障害者医療費助成制度では、対象者の増等に伴う自治体費用の負担増などの課題に直面しています。

については、社会福祉施策を円滑に進め、一層の充実を図るため、次の事項について要望します。

1 国民健康保険の国庫負担減額措置の撤廃

自治体が行う医療費助成事業など地方単独事業に対する国庫負担金の減額措置について、平成30年度より、未就学児までを対象とする医療費助成については減額措置を行わないこととされ一部改善されたが、全面的に撤廃するよう国に働きかけること。

2 重度障害者医療費助成制度の充実

- (1) 重度障害者医療費助成制度について、対象者を精神障害者1級の入院及び療育手帳B1の方まで拡大すること。ただし、対象者・対象範囲の拡大に当たっては、市町村の財政負担が増大することのないよう各市町村の意見を取り入れ、県補助金の負担率を100%とするなどの財政措置をすること。
- (2) 重度の身体・知的障害者の医療費助成制度における、対象者の一部負担金及び所得制限の導入並びに65歳以上の新規対象者を県費補助の対象外とする措置について、撤廃すること。
- (3) 地域間で助成対象者に格差が生じないよう、全国統一の制度を創設し、国の事業として拡充するよう国に働きかけること。

4 地域保健医療対策の充実

全ての人が健康で心豊かに生活できる、活力ある社会を実現するには、地域福祉の体制や医療サービスを、必要とする地域住民が享受できるよう充実させることが重要です。今後、ますます多様化するニーズに対応しながら、一人ひとりの健康の保持や増進に向けた、きめ細かな施策を展開することが必要です。

なかでも医療体制の維持にあっては、産科、小児科医師等の不足が深刻な状況になっており、医師の確保や医療環境の整備・確保などが喫緊の課題になっています。

また、少子化が進展する中、子育て世代が安心して出産、子育てができるよう医療助成などの支援も必要となっています。

については、地域における保健医療対策の充実を図るため、次の事項について要望します。

1 産科、小児科及び救急医療に係る医療体制の維持 一部新規

- (1) 県の保健医療計画に基づき、深刻な産科医、小児科医及び救急医療に携わる医師不足に対応し、地域における安定した医療環境の確保及び二次医療圏における救急医療体制を維持するため、医師が充実して働くような医療環境の整備並びに医師及び看護師を安定的に確保する対策を早急に講じるとともに、国に働きかけること。
- (2) 産科医が不足している地域の危機的状況に対し、周産期救急医療システムにおける医療圏格差の解消や産科医師等分娩手当補助事業の拡充を図ること。
- (3) 軽症から急性期まで様々な症状に応じた医療連携体制を強化するため、既存の休日夜間診療所の運営や二次救急医療に対する補助などの総合的な救急医療体制の整備・充実を図ること。

また、同一の二次保健医療圏内における救急体制に格差が生じないよう対策を講じるとともに、救急医療体制における広域体制の充実を図るよう対策を講じること。

2 医療従事者の養成・確保に対する支援 一部新規

- (1) 地域における安定した医療環境の確保のため、医師や看護師などの医療従事者の待遇改善や勤務環境改善等必要な措置を積極的に講じるよう、医師が不足する地域の病院等に対し、医師の派遣や十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。
- (2) 県においては、深刻な医師・看護師不足に対応するため、医師・看護師等の修学資金の拡充を図るなど、医師の確保、看護師の養成・確保について必要な措置を講じるとともに、県立足柄上病院を含む県立病院における医師の確保などの医療体制の充実を図ること。
- (3) 産科医が不足している地域の危機的状況を改善するため、質の高い効率的な保健医療体制整備の施策として、県内医科大学の地域枠拡充や医師等就学資金の拡充を図るなど、診療科や地域における医師の偏在解消に取り組むこと。
- (4) 保健師等の大幅な不足が見込まれていることなどを踏まえ、保健師を総体的に増やすための対応策を講じるよう国に働きかけること。
- (5) 県においては、市町村保健師の確保等のため、潜在保健師の復職支援や人材データバンクの構築など、保健師確保に向けた取組や、県保健師による市町村への直接的な技術指導などによる人材育成に取り組むこと。

3 小児医療費助成制度の創設

子育てにおける親の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てることができるよう、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。

4 小児医療費助成制度の充実

小児医療費助成事業について、緊急財政対策等による補助金の廃止、減額をすることなく、県の補助率を引き上げること。また、対象者の一部負担金を撤廃するとともに、補助対象者を義務教育に就学する児童生徒まで拡大すること。

5 教育行政の充実

少子高齢化の進行、国際化、情報化の進展など、子どもを取り巻く状況は大きく変化しています。このような時代にあって、明日を担う人づくりを進めるに当たり、「何を知っているか」だけでなく、「それを使ってどのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」までを視野に入れ、社会の変化を柔軟に受け止めることができる人の育成が求められています。

神奈川県の教育ビジョンは、自己肯定感を基盤として、「他者を尊重し多様性を認める思いやる力」、「自立してたくましく行き抜くことのできる力」、「社会との関わりの中で自己を成長させ社会に貢献する力」の育成を掲げています。

については、さまざまな課題を抱えた子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応するための特別支援教育の教職員配置等の充実・強化、不登校等の学校不適応への対策、ICT教育の推進による学習意欲の向上や確かな学力の定着を図る取組等を進めるため、次の事項について要望します。

1 教員数配置の充実強化

- (1) 学級編制の弾力化や少人数学級編制の推進を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（標準法）を改正し、教職員定数の増員及び指導方法工夫改善の加配定数を維持しつつ財政措置を講じるなど、35人学級の拡大に取り組むよう国に働きかけるとともに、県においても35人学級の維持・拡大に取り組むこと。
- (2) 教員が子ども一人ひとりに向き合う時間を確保するため、1クラスの人数を減らす措置と並行し、少人数学級の学級担任や学級担任外の教職員を増員すること。
- (3) 学級数、児童・生徒数が多く、特に課題を抱えている学校においては、教頭の業務負担が大きく、深刻な課題となっている。多様化する課題に適切に対応するため、教頭の複数配置や業務アシスタント等の配置など、人員体制の拡充を図ること。

重点要望事項

- (4) 平成 32 年度から全面実施となる小学校の外国語教科化に向け、専門知識を有した教員及びネイティヴ・スピーカーである外国語指導助手（A L T）の配置、並びに効果的な授業実施のための I C T 機器の整備に対する財源措置について国に働きかけること。

2 特別支援教育の教職員配置等の充実強化 一部新規

- (1) 特別支援教育の推進を図るため、特別支援教室に専任の特別支援教育コーディネーター、専門教員、支援員等の加配や、非常勤講師、特別支援教育巡回相談チームへの職員等の派遣など、人的体制の充実による状況の改善を図るとともに、その支援について国に働きかけること。
- (2) 特別支援学級において医療的ケアを必要とする児童・生徒の安全を確保するための看護師等の配置に対し必要な財政措置を講じること。

3 不登校等の学校不適応対策

- (1) かながわ教育ビジョンでも推進されているように、心ふれあうきめ細やかな指導の充実を図るため、適応指導教室専任教諭を増員し、現在、中学校に配置されているスクールカウンセラーを小学校全校へ単独配置できるよう必要な財政措置について積極的に取り組むとともに、年間 245 時間の勤務時間を確保すること。
- (2) 児童・生徒の複雑化する問題行動に対応できる相談体制の整備を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーや訪問相談員（心理専門職）について、派遣の拡大及び配置を維持すること。

4 県費学校栄養職員の配置基準見直し

食育推進と学校給食の充実を図るため、学校給食単独調理場校への県費栄養職員を 550 人未満の学校でも 1 人を配置するよう標準法の基準を見直すこと。また、共同調理場においても配置人数を拡充するよう見直すこと。

6 都市環境行政の推進

地域社会における快適な生活環境の形成には、地域の実態に即したごみ処理対策や、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理を一元的にとらえた廃棄物処理政策の推進が重要です。廃棄物処理政策の推進は、地球温暖化防止対策や自然環境保全にも寄与します。

全国的に、廃棄物処理施設の老朽化が進む中で、将来にわたり、安全で安心な廃棄物処理を継続していくためには、既存施設の計画的な維持管理や施設の長寿命化への取組が必要です。さらに、本年3月に改定された災害廃棄物対策指針においては、近年頻発する大規模地震等の災害に備え、国、都道府県、市区町村の役割が明確化され、災害廃棄物の受入施設の増強や組織体制の強化などが急務となっています。

また、現在の家電リサイクル法に基づく費用負担の仕組みでは、家電製品の不法投棄が後を絶たず、処理を行う自治体の負担となっています。

については、都市環境行政の推進を図るため、次の事項について要望します。

1 廃棄物処理対策 一部新規

- (1) 循環型社会形成推進地域計画に基づき、計画的な廃棄物処理施設等の整備を行うため、要綱に定める交付率による交付金額を割落としせず地方が必要とする総額を確保するよう国に働きかけること。また、国が要綱に定める交付率による交付限度額からの割落とし分については、県において神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金の上限に上乗せするなど、国の交付金制度を補完する支援を積極的に行うこと。
- (2) ごみ処理広域化により整備する中継施設は、国のダイオキシン類等の削減方針等にも寄与するものであることから、循環型社会形成推進交付金交付要綱で定める範囲を限定せず、交付対象事業となるよう国に働きかけること。
- (3) 循環型社会の構築及び不法投棄を未然に防止するため、「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)の対象となる家電製品の指定品目の追加を行うとともに、リサイクル・収集運搬費用を購入時に支払う方式に改善するよう国に働きかけること。

重 点 要 望 事 項

- (4) 災害廃棄物対策指針においては、災害廃棄物の仮置場の候補地を事前に設定することが求められているため、取得費用の補助制度を創設するよう国に働きかけること。

2 有価物等の取扱者への規制・指導 一部新規

再生業者の保管庫等において高く積まれた鉄くず等の火災や倒壊事故が発生し、周辺住民に不安を与えていた。鉄くず等のうち有害使用済機器については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、適正に保管するよう規制や指導が行われることとなつたが、火災及び倒壊事故の原因となつた金属スクラップ等は有価物であることから、法規制の対象外となつていていた。このため、廃棄物と同様に金属スクラップ等の有価物、資源物についても、取り扱う事業者に対し、広域的な規制や指導ができるよう、県において条例整備などに取組むこと。

7 都市基盤の整備

各都市が個性豊かで活力あるまちづくりを推進するために、更なる地域経済の活性化と雇用の安定、拡大が求められています。

また、地域経済の活性化を推進するためには、都市基盤の整備とともに、地域の実情に合ったまちづくりを都市自らが決定できる権限を持つことが重要です。

については、住民が住み続けたいと思う快適で活力ある地域社会実現のため、次の事項について県の積極的な支援を要望します。

1 インフラ整備に係る国庫補助の確保

社会資本整備総合交付金や農山漁村地域整備交付金などのインフラ整備に係る国庫補助金は内示額が要望額を下回っているため、地方が必要とする総額を確保するとともに、地域の実情を勘案して適切に配分するよう国に働きかけること。【横須賀、三浦、秦野、厚木、伊勢原、平塚、鎌倉、藤沢、小田原、海老名、綾瀬】

2 急傾斜地崩壊対策の推進

急傾斜地崩壊対策工事における公共事業採択基準を緩和するよう国に働きかけるとともに、復興特別税の活用により、国の公共事業採択基準未満のがけに対する県単独事業を拡大し、がけ整備を促進すること。【横須賀、三浦、平塚、鎌倉、小田原、茅ヶ崎、逗子、厚木】

3 道路の整備

国・県道の早期事業化、整備促進等について、広域的な経済効果や防災対策等、地域生活に密接な関わりを有する広域幹線道路や国・県道の未整備区間等の早期事業化や整備促進等を国へ働きかけるとともに積極的に取り組むこと。

また、地域を結ぶ橋梁の整備促進、交通円滑化や利便性向上のための有料道路の無料化及びE T Cの導入、広域農道の整備促進に取り組むこと。【横須賀、平塚、鎌倉、藤沢、小田原、茅ヶ崎、逗子、三浦、秦野、厚木、大和、伊勢原、海老名、座間、南足柄、綾瀬】

4 河川・海岸の整備

- (1) 河川の整備促進について、大雨等による浸水被害等から住民の生命、財産を守るため、河川の整備促進、河床に堆積した土砂の浚渫、安定した放流量の維持、歩行空間等の環境整備に取り組むこと。【平塚、藤沢、鎌倉、小田原、茅ヶ崎、逗子、厚木、大和、伊勢原、海老名、座間、南足柄、綾瀬】
- (2) 海岸の保全について、侵食された砂浜の回復による海岸利用者の安全確保と海岸周辺の魅力向上や環境整備等の海岸管理対策に取り組むこと。【平塚、茅ヶ崎、逗子、横須賀、鎌倉、小田原】

5 バリアフリー新法施行に伴う諸施策への支援 一部新規

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に適合したノンステップバスの普及促進に向け、バス事業者の車両導入経費に対する支援制度を創設すること。【平塚、小田原、伊勢原、厚木】
- (2) 鉄道駅のバリアフリー化の推進について、国のバリアフリー基本方針の内容を踏まえ、支援制度を拡充すること。【小田原、厚木】

要 望 事 項

凡 例

新規…今年度新規のもの

一部新規…従来から一部改変したもの（アンダーラインの箇所が改変箇所）

1 地域防災力・災害対策の強化

1 地震防災対策の支援体制の拡充

国の技術的助言に基づく「小規模な倉庫」の取扱いについて、特定行政庁でない自治体において地域の自主防災組織が防災備蓄倉庫の用途に資するため設置する際の要件を緩和すること。

2 津波対策の強化

津波対策として、国道 134 号下への開閉式の防潮扉の設置や防潮堤のかさ上げなどの防災対策を実施すること。

2 治安対策の強化

1 防犯カメラ設置事業への補助制度の継続 **新規**

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を契機として、市内の交流人口が増えることによる犯罪発生のリスクが懸念される中、地域における防犯力の強化を図る必要があるため、神奈川県地域防犯力強化支援事業補助金の交付について、今後も継続し、併せて防犯カメラの補助対象台数を拡大すること。

2 さがみ野駅周辺地区の共同警戒に関する協定の強化 **新規**

さがみ野駅北側地域について、パトカーや交番勤務員により、パトロールの頻度を増やすなど、さがみ野駅周辺地区の共同警戒に関する協定に基づく警備体制を更に強化すること。

3 中核市移行の推進支援

中核市移行の推進支援

- (1) 中核市への円滑な移行を実現するため、対象市に対する積極的な情報提供を行うとともに、移行を考える市が保健所業務をはじめとする中核市に係る事務を円滑に引き継げるよう、人的支援並びに県単独事業に関する激変緩和措置の制度化、中核市移行準備経費に係る「神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金」の枠拡大など財政支援の更なる拡充を図ること。
- (2) 中核市における児童相談所の設置に向けては、設置に係る支援体制の拡充を引き続き検討するとともに、財政支援及び制度・運用面の支援を強化するよう国に働きかけること。

4 社会保障・税番号（マイナンバー）制度

社会保障・税番号（マイナンバー）制度運用に係る支援

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の運用に当たり、各自治体間の更なる情報共有を支援するとともに、法定受託事務であることから、通知カード及び個人番号カードの交付に要する経費も含む事務経費及び情報システムと情報セキュリティ対策に係る運用経費の全てを補助対象として認め、その全額を措置するよう国に働きかけること。

5 地方消費者行政の充実強化

地方消費者行政推進交付金の確保 一部新規

- (1) 地方消費者行政推進交付金の活用期間が終了することで、今まで充実させてきた事業の継続や、相談受付のサービス水準の維持が非常に困難となるため、交付金の活用期間を延長し、継続して財政支援を講じるよう国に働きかけること。
- (2) 神奈川県消費者行政推進事業費補助金による支援を継続すること。

6 都市財政充実強化のための県補助金のは是正

都市財政充実強化のための県補助金のは是正

- (1) 県補助金の削減や、一括交付金化という看板のもとでの減額などは、市町村の負担となって財政を圧迫し、住民サービスの低下につながりかねない。見直しに当たっては、個別に関係団体の意見を反映する等のきめ細やかな検討を行い、安易な休廃止や減額を行わず、検討内容や経過について市町村と十分な調整を行うとともに、徹底的に事務を簡素化し、県・市町村負担の軽減策を講じたうえで、所要額総額を確保するための十分な財政措置を講じること。
- (2) 県補助金については、毎年度の当初予算編成において、さらには、年度開始後の交付決定等において削減等が実行され、市町村の計画的な財政運営を阻害する恐れがあるため、県、市町村の役割と費用負担の見直しを行うに当たっては、市町村と十分な調整を行い、安易な市町村転嫁とならないよう対策を講じること。

7 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会、ラグビーワールドカップ 2019 に向けた整備

1 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた基盤整備 一部

新規

- (1) 観光インフラの整備等について、神奈川県市町村自治基盤強化補助金における補助率の引き上げや優先順位の見直し、限度額の加算など、財政支援制度の更なる充実を図ること。
- (2) 大会開催を契機に神奈川県の魅力を世界に発信するため、歴史や文化財等を活用した文化プログラムの企画・展開及び県内の伝統的工芸品の販路拡大等の関連産業発展に対する財政支援や推進体制の拡充を図ること。また、観光ボランティアの県域的な取りまとめを行うこと。

2 スポーツ施設の整備及び交流事業等への支援

- (1) ラグビーワールドカップ 2019 の公認チームキャンプ候補地又は東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンとして必要なスポーツ施設等の整備に対する財政措置については、国際基準等を満たすための整備のみならず、相手国から求められる練習環境向上のための整備や諸外国との交流、広報等に係る経費も対象とするよう国に働きかけること。さらに、新たな国庫補助制度を創設するなど、普通交付税不交付団体を含め、確実に財源措置を講じるよう国に働きかけること。
- (2) 県においても新たな財政支援制度を創設するほか、キャンプの受け入れや交流事業等について、積極的に支援すること。

8 「三浦半島魅力最大化プロジェクト」の推進

「三浦半島魅力最大化プロジェクト」の推進 一部新規

- (1) 三浦半島地域の魅力を生かし、観光誘客や定住人口の増加につなげるため、大規模スポーツ大会への支援など、三浦半島地域を一体として地域活性化を図る「三浦半島魅力最大化プロジェクト」を更に推進すること。
- (2) 現在のプロジェクトの計画期間は 2019（平成 31）年度までとされていることから、ここまでの成果を考慮した上で、取組を継続、加速、定着させるために、三浦半島の市町の意向を十分に踏まえて次期プロジェクトを策定すること。

9 子育て環境・児童福祉施策の充実

1 子ども・子育て支援新制度の経過措置の廃止

国が本来負担すべき部分を地方に転嫁することのないよう、子ども・子育て支援新制度における費用負担に関する経過措置を早期に廃止し、制度本来の国2・都道府県1・市町村1の負担割合とすることを国に働きかけること。

また、教育標準時間認定（1号認定）の子どもに係る施設型給付の地方単独費用部分のうちの国基準に基づく県補助分を減額することなく全額補助すること。

2 幼稚園就園奨励費補助制度の充実

幼稚園就園奨励費補助制度については、市町村の超過負担が生じないよう国の補助割合（補助対象額の3分の1以内）を引き上げるとともに、補助率に圧縮率をかけることなく上限どおりの額を交付するよう国に働きかけること。

3 幼児教育無償化に対する財政支援 **新規**

平成31年10月から全面実施が予定されている3歳から5歳児の幼児教育の無償化に伴う保育料に係る財源措置については、交付税措置ではなく全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

4 放課後児童クラブ利用料の減免額に対する補助制度の創設

放課後児童クラブを利用するひとり親世帯等の経済的負担を軽減するため、利用料の減免を行った場合の減免額に対する補助制度を創設すること。

5 児童扶養手当への支援

児童扶養手当に係る必要な財源については、国の責任において十分な財源を確保するよう国に働きかけること。

6 児童養護施設退所者に対する支援体制の構築

児童養護施設等を退所した児童・生徒の社会的自立に向けて、住宅確保支援など、県と市が連携した支援体制を構築すること。

7 保育士の確保及び養成 新規

- (1) 今後も見込まれる保育士不足の解消のため、保育士数の増加策を早急に講じるよう国に働きかけること。
- (2) 県においては、自治体間の格差を生じないよう、保育士給与の上乗せ補助など保育士の処遇改善のため、責任を持った取組を行うとともに、子ども・子育て支援法に基づく協議会による保育士の需給調整など、県域内の人材確保に向けた積極的な取組を行うこと。

8 保育緊急対策事業費補助制度に係る事業の継続 新規

保育緊急対策事業費補助制度のうち、平成30年度までの補助となっている低年齢児受入対策緊急支援事業や地域型保育事業連携対策緊急支援事業などの事業について、継続的な補助を行うこと。

10 保健・医療施策の充実

1 新生児聴覚検査に対する支援

新生児聴覚検査について、県内すべての分娩取扱機関において実施するよう積極的な周知啓発をすること。また、検査に係る費用負担については、国の責任において適切な財源措置を講じるよう国に働きかけること。

2 不妊及び不育症治療助成制度の充実

- (1) 一般不妊及び不育症治療について、新たな助成制度を創設するとともに、国にも働きかけること。
- (2) 県の特定治療助成事業において、不育症治療に係る検査及び治療費についても助成対象とすること。
- (3) 不育症に対する相談体制の充実を図ること。

11 国民健康保険制度の充実

1 国民健康保険制度の財政基盤の強化

- (1) 法定外繰入金を解消し、国民健康保険制度の健全で安定した運営を継続するため、国庫負担を引き上げるなど、保険者の負担を軽減するよう国に働きかけること。
- (2) 出産育児一時金補助金の廃止にみられるように保険者の財政負担の増加となる補助金の廃止を行わないよう国に働きかけること。
- (3) 一般会計からの繰入や低所得者対策に対しても十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

2 国民健康保険制度の都道府県単位化に伴う対応

- (1) 国民健康保険事業の都道府県単位化に伴い、県と市町村との事務連携が簡素で効率的なものとなるよう十分に市町村と協議すること。
- (2) 納付金の決定では、対象となる県内市町村の財政負担が過度に増えないよう配慮すること。
- (3) システム改修等の必要経費の国庫負担が不足することのないよう、速やかな情報提供を行うよう国に働きかけること。

12 介護保険制度の充実

1 介護保険制度における国庫負担の拡充

介護保険第一号被保険者の保険料負担への影響を軽減するため、介護給付費負担金の国庫負担を 25%の定率とし、調整交付金を別枠とするよう国に働きかけること。

2 介護保険制度に対する財政支援等

- (1) 要介護認定、保険料の賦課・徴収、保険給付等の事務に係る市町村の財政負担が過重にならないように十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。
- (2) 介護サービス基盤整備に関する施設整備や人材育成、人材確保については、地域医療介護総合確保基金等を活用して、十分な財政支援と専門職の育成・確保を図るための諸施策の充実を図ること。

3 介護職員の確保及び待遇改善 一部新規

- (1) 介護職員の十分な確保や地域における安定した介護保険サービスを提供するため、介護報酬の充実等、介護職員の待遇改善を行うよう国に働きかけること。
- (2) 各自治体の財政力等の格差による介護人材の地域偏在を解消するため、財政負担を行うよう国に働きかけること。

4 介護保険料の軽減措置 新規

消費税率変更の動向に伴い予定されている低所得者への介護保険料の軽減措置を確実に実施し、その財源については、国の責任において負担するよう国に働きかけること。

5 居宅介護支援事業所の指定権限の移譲に伴う財政措置 新規

居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲については、人員体制等も含め、自治体の事務負担の増大を伴うことを考慮し、県において財政措置を含め十分な支援を行うこと。

13 高齢者福祉施策の充実

老人福祉施設の整備に対する支援

入所者の安全を維持するため、老人福祉施設等の老朽化に伴う大規模修繕に対する支援制度を確立すること。

また、施設設置者である社会福祉法人の負担軽減と安定した運営を図るため、神奈川県老人福祉施設整備費補助金における老人福祉施設の改築に対する補助を実施すること。

14 障害者福祉施策の充実

1 市町村地域生活支援事業に対する国庫負担強化

障害者総合支援法による市町村地域生活支援事業については、国が実施している統合補助金方式を改めるとともに、国庫補助率1／2を確保するよう確実な財源担保を国に働きかけること。

2 身体障害者等に対する各種交通運賃割引の対象拡大

身体障害者や知的障害者に実施されている各種交通運賃の割引について、制度から除外されている精神障害者を割引の対象にするよう、国や交通事業者に働きかけること。

要 望 事 項
【子育て・健康・福祉】

3 自立支援給付事業等に対する全額国庫負担化

障害福祉サービス及び障害児通所支援に係る自立支援給付事業等については、全額国の負担とするよう国に働きかけること。

4 重症心身障害児者の入所施設等の整備促進

重症心身障害児者の地域移行と在宅生活の継続維持のため、障害保健福祉圏域において、「住まいの場」と地域社会へのサービス提供機能を持つ施設を積極的に整備すること。

5 重度訪問介護事業等訪問系サービスに対する補助制度の創設

重度訪問介護事業等訪問系サービスは、国の負担基準による負担金の上限設定があり、この上限を超えた部分については、国はその2分の1を補助する制度を構築している。しかし、当該補助制度を活用するには、県による一定の割合で補助する制度の構築が前提になっていることから、障害者・介護者の高齢化が進む中で、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、県においてもこの補助制度を創設すること。

6 市町村事業推進交付金の充実 一部新規

- (1) 市単独で実施している障害者の就労支援事業について、神奈川県市町村推進交付金等の県としての財政支援を講じること。
- (2) 発達の遅れや不安のある学齢前の児童等に対する支援のため、障害児地域訓練事業に対する神奈川県市町村推進交付金による支援を継続すること。

15 生活困窮者対策の充実

1 生活保護負担金の全額国庫負担化等

- (1) 生活保護制度は法定受託事務であり、本来国が果たすべき役割に係るものであることから、生活保護費負担金については、全額国庫負担とするよう国に働きかけること。
- (2) 生活保護法の適用対象とならない外国人に対する支援についても、同様に全額国庫負担とするとともに、外国人に係る保護の決定、調査等に関する根拠法令の整備を早期に行うよう国に働きかけること。

2 生活困窮者自立支援法関係支援事業の全額国庫負担化 一部新規

生活困窮者自立支援法における必須事業については、市町村の負担超過とならないよう、全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

また、任意事業に対する国庫負担率を必須事業と同じ割合とするよう国に働きかけること。

16 福祉施策等に係る地域手当級地区分の見直し

福祉施策等に係る地域手当級地区分の見直し

介護報酬や子ども・子育て支援新制度の公定価格の算定基準となっている地域手当の級地区分について、市民サービスに係る事業者的人材確保などを考慮し、地域の実情に合わせた地域手当の級地区分とするよう国に働きかけること。

17 学校教育の充実強化

1 教員数配置の充実強化 一部新規

- (1) 児童生徒の読書環境を整備し、読書活動の推進を図るため、学校図書館において学校司書を国費で配置するよう国に働きかけること。
- (2) 退職教員の数に見合った新採用教職員を配置するとともに、臨時の任用教職員の研修を充実させ、教育指導員の派遣を増加すること。
- (3) 新学習指導要領の実施や教員が子ども一人ひとりに向き合う時間の確保のため、指導方法工夫改善（少人数授業・TT）の加配定数を維持しつつ、公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期実現し、教職員定数等の改善を確実に実施するとともに、市町村において定数維持のために負担している人件費を補助する制度を創設すること。
- (4) 通常級に在籍する配慮を要する児童・生徒への指導は、個々の児童・生徒の状況に即応し適切に対応することが必要であることから、非常勤講師等、担任教員を補佐する人的配置について必要な措置を講じること。

2 在籍異動を伴わない院内学級入級の仕組み構築

入退院を繰り返す児童や生徒に配慮し、在籍異動を伴わずに院内学級へ入級できる仕組みを構築するよう国に働きかけること。

3 特別支援教育の充実強化 一部新規

- (1) 児童・生徒の安全を確保し、教育内容を充実させるため、教員の加配基準を情緒障害児 5 名に対し担当教員 2 名の配置から、情緒障害児 4 名に対し担当教員 2 名の配置に引き上げることや教員の複数配置について必要な措置を行うこと。
- (2) 障がいのある子どもたちが学校（園）生活を円滑に送れるように、学習活動や日常生活を支援する介助員について財政措置を講じること。

- (3) 教育相談コーディネーター兼児童生徒支援・指導担当者の標準定数を定め、全校に専任で配置するよう国に働きかけるとともに、専任で配置されるまでの間、実施できない授業を代わりに担当する非常勤講師を配置すること。
- (4) 個別指導やチーム・ティーチング等の支援を行う特別支援教育推進に係る非常勤講師の配当時間を増やすことについて必要な措置を講じること。
- (5) 児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応する教育を展開するため、神奈川県立特別支援学校を求めている地域への設置を含め、特別支援教育体制を充実・強化すること。
- (6) 近年、いわゆる発達障がいと思われる児童・生徒が増加しているなかで、独自に対応を進める市町村に対しては、臨床心理士などの専門職員の派遣や教職員のスキルアップに向けた研修の充実など、支援する体制を構築すること。

4 中学校給食導入促進事業補助制度の創設 一部新規

全員喫食による中学校完全給食の普及促進を図るため、市町村が導入を進めるに当たって課題となっている施設、設備などの初期整備費用の負担のうち、国の交付金対象外事業について、県独自の補助制度を創設すること。

18 文化財の保護

文化財の保護

- (1) 埋蔵文化財の適正な記録保存調査を確保するため、事業者が負担している発掘調査経費に対する支援策の拡充を国に働きかけること。
- (2) 文化財保護を目的とする国庫補助事業に係る県費補助について、上限補助率を適用すること。また、指定文化財の適正な保存のため、必要な維持・管理行為についても補助事業となるよう国に働きかけるとともに、県費補助についても同様に対応すること。

19 廃棄物処理対策

1 資源化対策の推進

ごみ処理施設から生じる焼却灰の資源化を推進するため、県が主体となって、資源化施設の誘致や既存企業の育成を行い、県内に一般廃棄物焼却灰を安定的かつ安価に受け入れられる環境を整備すること。

2 河川・海岸の環境保全

- (1) 河川及び海岸の環境保全に向けて、境川及び引地川の上流域における河川ごみ対策を積極的に推進するとともに、クリーンキャンペーン等を通じた広域的な美化活動に主体的に取り組むこと。
- (2) 海岸の環境保全を図るため、国の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）の補助率を10/10に戻すとともに、平成31年度以降も補助の継続及び早期の内示を国に働きかけること。

20 再生可能エネルギーの普及促進

1 再生可能エネルギーの普及促進

再生可能エネルギーの普及について、特に太陽光発電の普及のための施策を充実するよう、国に働きかけること。

2 自治体ごとの電力消費量把握のための環境整備 新規

各自治体が定める再生可能エネルギー導入や省エネルギー化の数値目標達成には、自治体ごとの消費電力量が進捗管理に不可欠な基礎データとなるため、自治体が把握できるような環境を整えるよう国に働きかけること。

21 鳥獣被害対策の推進

鳥獣被害対策の推進 一部新規

- (1) 第4次神奈川県ニホンジカ管理計画において定着防止区域に指定されている箱根山地において、生息数が増加傾向にあると推定され、曾我丘陵周辺においても定着の可能性があるため、各市町による捕獲だけでなく、県が中心となり、箱根山地全体の分布状況調査の実施や管理捕獲エリアの拡大など必要な措置を講じること。
- (2) アライグマ、タイワニリスの完全排除に向けて、県有地での継続的な捕獲を実施するとともに、タイワニリスの防除について、県全域における防除実施計画を策定すること。
- (3) 平成29年度から鳥獣被害防除対策専門員が横須賀三浦地域から撤退したことにより、アライグマ、タイワニリス、イノシシ、鳥インフルエンザ等の対策に関する支援が後退しないように取り組むとともに、三浦半島で増加しているイノシシについて、県が広域的な捕獲体制の整備を図ること。

22 基地対策の促進

1 基地の早期返還

都市化により超過密化した現状を考慮され、基地機能の整理及び縮小を推進することで、早期返還に向けて必要な措置を講じるよう国に働きかけること。

2 抜本的な騒音対策 一部新規

- (1) 空母艦載機部隊の移駐後は、F C L P を含む激しい騒音が発生する運用を行わないよう国に働きかけること。
- (2) 硫黄島に替わる恒常的訓練施設の選定について、当初の期限を過ぎたにもかかわらず、依然として選定されていないことから、一刻も早く選定するとともに、明確な情報提供をするよう国に働きかけること。
- (3) 航空機騒音の実態を正確かつ迅速に把握するため実施している騒音測定に係る費用について、特別交付税（基地等対策に係る財政需要）による措置ではなく、単独の補助金等として交付するよう国に働きかけること。

3 基地問題に対する取組の強化 一部新規

空母艦載機の移駐を住民の負担軽減に確実に結びつけるよう取り組むこと。
また、厚木基地の所在により、航空機騒音や事故への不安、街づくりの支障など多大な負担を強いられていることから、国に対し、住民や自治体への補助等を一層強化し、負担に見合ったものとするよう働きかけるとともに、県は基地所在市と十分連携のうえ取り組むこと。

23 社会資本の整備推進

1 行政機能集約化に係る補助制度の創設

子育て世代や高齢者にとって安心して暮らせる健康で快適な生活環境を実現するとともに、国の施策であるコンパクトシティ及び国土強靭化を推進するほか、国公有財産の最適利用を図るため、行政機能の複合・集約化を推進する補助制度を創設するよう国に働きかけること。【厚木、横須賀、小田原、伊勢原】

2 公共施設更新の支援 一部新規

- (1) 公共施設等総合管理計画に基づき実施される、公共建築物の更新費用（改築費、除却費、修繕費など）に対する新たな補助制度を創設するとともに、普通交付税不交付団体にとっても公共施設等適正管理推進事業債の活用の交付税措置と同等の十分な財政支援策を整備するよう国に働きかけること。
【鎌倉、横須賀、厚木、伊勢原】
- (2) 下水道施設の改築に係る国費支援について、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割は大きく、道路陥没など災害防止の観点からも、社会資本整備総合交付金等により、国の支援が継続するよう国に働きかけること。【横須賀、平塚、藤沢、小田原、茅ヶ崎、三浦、秦野、厚木、海老名】

3 インフラ整備に係る国庫補助の確保 一部新規

- (1) 社会資本整備総合交付金について、さがみ縦貫道路周辺の都市基盤整備に関して、計画的な執行を図るため年度計画に沿った交付金を決定するよう国に働きかけること。【厚木】
- (2) 社会資本整備総合交付金について、国の施策であるコンパクトシティ推進等に寄与する市街地再開発事業に関して、円滑な事業執行を図るため、十分な予算を確保するよう国に働きかけること。【海老名、厚木】

4 水道事業体の広域化の支援

県下の水道事業体で広域化を希望する事業体がある場合には、当該事業体はもとより密接に関連のある周辺事業体に対しても積極的に働きかけ、実現に向けた制度的・財政的支援の体制を整えるなど、広域化を前提とした具体的な枠組みを整えるとともに中心的な役割を担うこと。【三浦】

5 水道施設の更新等に係る生活基盤施設耐震化等交付金の基準緩和

公衆衛生の向上と生活環境の改善を目的として、老朽化した水道施設の更新や耐震化を円滑に進めていくため、上水道事業及び水道用給水事業に係る生活基盤施設耐震化等交付金の採択基準（料金回収率等）を緩和するよう国に働きかけること。【秦野】

24 まちづくり推進

1 土砂災害対策事業に係る補助制度の創設 **新規**

大規模災害発生時の避難場所等として指定をしている施設等を土砂崩れ等の災害から守るための対策に係る経費について補助制度を創設するよう国に働きかけること。

また、県においても、同様の補助制度を創設すること。【厚木、小田原】

2 土石流対策事業の推進 **新規**

土石流による甚大な被害を防ぐ土石流対策事業は、急傾斜地崩壊対策事業と異なり、行政主導で推進できることから、これまで以上に事業費を拡大し、砂防事業の一層の推進を図ること。【小田原、厚木】

3 保留区域の市街化区域編入手続きの迅速化

市街化区域編入等に当たり、都市計画の手続きや関東農政局等をはじめとする国・県等の関係機関の調整等には多くの時間を要することから、国関係機関や都市部門と農政部門の調整等を積極的に行い、協議期間を短縮するとともに、国関係協議は、従来よりも詳細かつ適時に情報収集・提供し、迅速かつ円滑に協議すること。【海老名、小田原、厚木、伊勢原】

4 県有未利用地の処分

県有財産である市街化区域内の未利用地を処分する場合、地元の意向にも十分分配慮した処分とすること。【逗子、横須賀】

5 県有地を活用した伝統文化施設の整備

県民が日本の伝統文化として親しむ流鏑馬を常時公開できる施設として、県有地を活用するとともに、設置に協力すること。【鎌倉】

6 公共用地に農地等を提供した場合における優遇策の拡大

相続税納税猶予制度について適用後の制限を緩和し、当該制度の適用を受けている農地を公共用地として提供する場合は、その適用を打ち切ることのないよう国に働きかけること。【伊勢原、厚木】

7 地域振興施設に係る補助制度の拡充等

(仮称)綾瀬スマートインターチェンジを活用した地域の活性化を図るため、農業振興地域における新たな拠点づくりとして地元の農畜産物を活用した地域振興施設及び道路附帯施設の一体的な整備について、当該事業に係る交付金をより一層拡充させること。また、農業振興地域整備計画の変更には、地域の実情が反映され、盛り込まれるよう支援すること。【綾瀬】

8 地域振興拠点施設の整備

「県西地域活性化プロジェクト」に位置付けられている道の駅整備促進において、「(仮称)道の駅 金太郎のふる里」の整備を支援すること。【南足柄】

9 都市環境整備の推進 一部新規

- (1) 「村岡・深沢地区全体整備構想（案）」の実現を目指すため、新駅設置に向けた期成同盟会の立ち上げや開発・整備・広域幹線道路の整備計画の策定について、財政的支援や体制づくりに主体的に取り組むこと。【藤沢】
- (2) 深沢地区において「ウェルネス」なまちづくりの実現を図るため、県が進めるヘルスケア・ニューフロンティア政策との連携・一体化を進めるとともに、県民の健康の増進や深沢地区へのスポーツ施設・先端医療などの企業等の立地を推進するための支援を行うこと。
また、県市が一体となって誘致に取り組むための枠組み、財政支援のあり方について市と協議すること。【鎌倉】

10 住宅宿泊事業の実施の制限 新規

市町村の状況に応じて住宅宿泊事業の実施を制限できるよう、神奈川県が定める住宅宿泊事業法第18条の規定による住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例を改正すること。【鎌倉】

25 都市公園等の整備

1 県立おだわら諏訪の原公園の整備

県西地域の広域公園として、県民の潤いや安らぎ、健康増進など重要な役割が期待される県立おだわら諏訪の原公園について、県民のニーズに応え、地域の荒廃した農地や林地の再生による鳥獣被害を軽減するために、第2期・第3期事業区域を早期に事業化すること。【小田原】

2 小網代の森への入り口通路の整備 新規

三浦半島国営公園構想の連携地区に位置付けられている小網代の森について、年間来遊者数を増加させるため、今まで以上に広報に努めるとともに、来遊者が安全で歩きやすい通路に改修すること。【三浦】

26 道路の整備

1 国道等の早期事業化、整備 一部新規

- (1) 国道 134 号の交通渋滞の解消や防災力・都市景観の向上、歩行空間の確保を図るとともに、災害時の緊急輸送道路としての更なる機能強化と電線地中化を推進すること。【鎌倉、三浦】
- (2) 厚木秦野道路（国道 246 号バイパス）全線の早期事業化、全線の早期整備を国に働きかけるとともに、県においても積極的に支援すること。【秦野、厚木、伊勢原】
- (3) 第二東海自動車道（新東名高速道路）の早期供用開始を国に働きかけること。【伊勢原】
- (4) 西湘バイパスの延伸整備の早期事業化を図ること。【小田原】
- (5) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に合わせ、江ノ島会場と腰越漁港間の国道 134 号における歩行環境や道路景観を改善すること。
【鎌倉】
- (6) 高規格幹線道路等の計画区域には、人家の移転が予定されるため、道路事業用地対象者への配慮や地元農業者の営農継続、営農集落の再生等に配慮した対策を講じること。【厚木】
- (7) 国道 467 号の南部地区の早期完成と未着手区間の早期着手を図ること。【大和】

2 県道等の早期事業化、整備 一部新規

- (1) 三浦半島中央道路の湘南国際村から県道 26 号(横須賀三崎)までの間の都市計画決定区間の早期整備及び逗子区間について早期着工すること。【横須賀、逗子】
- (2) 県道 24 号(横須賀逗子)について、早期の交差点改良や拡幅を実施すること。【逗子】
- (3) 三浦縦貫道路Ⅱ期区間及び同道路と一体的機能をもつ都市計画道路「西海岸線」の未整備区間を早期に整備すること。【三浦】

要 望 事 項
【まちづくり、産業】

- (4) 県道 215 号（上宮田金田三崎港）（江奈湾付近）の歩道設置を含めた視距改良整備及び宮川橋付近から都市計画道路城ヶ島線までの歩道設置を含めた道路改良を早期に実施すること。【三浦】
- (5) 都市計画道路「新国道線」のうち、県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎）から県道 404 号（遠藤茅ヶ崎）までの区間について、「かながわのみちづくり計画」に基づき整備すること。【茅ヶ崎】
- (6) 都市計画道路「相模原二ツ塚線」及び「水窪座間線」の第 1 期事業区間の早期整備、供用開始をするとともに、全線の事業実施をすること。【座間】
- (7) 都市計画道路「寺尾上土棚線」の県道 40 号以北について早期に整備するとともに、関係行政機関による勉強会を積極的に開催すること。【綾瀬】
- (8) 県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎）、県道 40 号（横浜厚木）、県道 42 号（藤沢座間厚木）の歩道及び主要交差点付近の右折車線等を早期に整備すること。

【綾瀬】

- (9) 県道 22 号（横浜伊勢原）について、早期に都市計画決定等の手続きを進め、拡幅整備を事業化するとともに、電線類の地中化を図ること。【海老名】
- (10) 県道 407 号（杉久保座間）の幅員が狭い国分地区、杉久保地区、同地区内交差点の危険箇所を早期に拡幅整備すること。【海老名】
- (11) 県道 40 号（横浜厚木）について、海老名駅入口交差点改良事業への早期着手と国分坂下交差点から海老名小学校までの歩道拡幅による安全対策を実施するとともに、電線類の地中化を図ること。【海老名】
- (12) 都市計画道路「河原口中新田線」の未整備区間、「中新田鍛冶返線」の整備区間延長、「下今泉門沢橋線」の早期事業着手と国道 246 号交差点までの北伸整備に取組み、渋滞の緩和と歩行空間の確保をすること。【海老名】
- (13) 都市計画道路「穴部国府津線」、「城山多古線・小田原山北線」、「小田原中井線」の整備促進を図ること。【小田原】
- (14) 都市計画道路「和田河原・開成・大井線」の建設を早期実現すること。【南足柄】
- (15) 南足柄市と箱根町の連絡道路の実現に向けて引き続き工事費等を確保し、平成 32 年 3 月までに完成すること。【南足柄】
- (16) 県道 74 号（小田原山北）と県道 717 号（沼田国府津）の交差点及び相模沼田駅の交差点に右折車線を設置すること。【南足柄】

(17) 県道 21 号(横浜鎌倉)の鶴岡八幡宮から北鎌倉、県道 32 号(藤沢鎌倉)の鎌倉大仏周辺、県道 204 号(金沢鎌倉)の鶴岡八幡宮前交差点から十二所神社及び県道 311 号(鎌倉葉山)の全線の歩行者空間の改善について、県と市の連携を更に強化し、実効性のある方策を早期に検討すること。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に合わせた歩行環境や道路景観を改善すること。【鎌倉】

(18) 座間都市計画道路 3・3・2 号広野大塚線について早期に事業を実施すること。【座間】

(19) 「かながわのみちづくり計画」に位置付けられた座間都市計画道路 3・4・5 号座間南林間線について、早期に事業化すること。【座間】

(20) 県道 43 号(藤沢厚木)の松枝交差点から中町交差点までの間について、早期に道路の拡幅及び歩道の設置を行うこと。【厚木】

(21) 県道 601 号(酒井金田)の歩道の未整備区間について、早期に整備すること。【厚木】

(22) 県道 42 号(藤沢座間厚木)について、第二期整備区間の早期完成に向けて整備を推進すること。【厚木】

(23) 県道 40 号(横浜厚木)の境橋から中央 7 丁目までの早期事業認可の取得及び事業着手を図ること。また、小田急線踏切(大和 1 号)を改良すること。

【大和】

(24) 県道 45 号(丸子中山茅ヶ崎)の事業認可区間の早期完成を図ること。また、交通安全対策の実施と事業認可区域外の早期事業化を図ること。【大和】

(25) 都市計画道路「相模原二ツ塚線」(第 1 事業区間)を事業期間内で確実に完成し、第 2 期及び第 3 期区間を継続的に施工すること。【大和】

3 広域農道の整備

広域農道小田原湯河原線は、県西地域の農業発展に大きく寄与するだけではなく、地域生活の改善及び防災上の観点からも、重要な路線であることから、当地域のネットワークの構築とともに、引き続き路線全体の整備促進を図ること。

【小田原】

4 橋梁の整備

「S S 9 橋緊急整備計画」による（仮称）相模新橋（都市計画道路「社家岡田線」相模川橋梁部）を早期に整備すること。【海老名】

5 交通円滑化と利便性向上

本町山中有料道路、三浦縦貫道路の通行料金の引き下げ、逗葉新道の無料化をすること。

平成 31 年 10 月に予定されている消費税率の引き上げに伴い通行料金を見直す場合においても、三浦半島 3 有料道路の料金は据え置くこと。

また、利便性向上のため E T C を導入すること。【横須賀、逗子、三浦】

6 自転車通行帯の整備

交通の大動脈である国・県道における自転車通行帯等を整備すること。【大和、小田原】

27 都市交通施策の推進

1 鉄道延伸の「かながわ交通計画」への位置付け

小田急多摩線の上溝以西の延伸及び相鉄線の乗り入れや延伸について、「かながわ交通計画」に位置付けること。【厚木】

2 神奈川県地域間幹線系統確保維持費補助金の確保

神奈川県地域間幹線系統確保維持費補助金について、十分な予算を確保するとともに、近年の国の積極的な取組みを鑑み、県補助金においても多様化する運行形態を広く補助対象とし、広域自治体としての役割を十分に發揮すること。

【海老名、小田原】

3 コミュニティバスの運行支援 一部新規

高齢者等の交通弱者に対する自立支援や交通不便地域の解消等を目的とする市町村によるコミュニティバスの運行には、多額の財政負担が必要となるため、国庫補助制度の対象となるよう見直しを行うよう国に働きかけるとともに、県においても、事業者に委託して運行している市町村が補助の対象となるよう補助制度の見直しを行うこと。【綾瀬、厚木】

4 公共車両優先システム（P T P S）の導入推進

公共交通を推進し交通渋滞の緩和等を図るため、バスの公共車両優先システム（P T P S）導入を更に推進すること。【逗子、厚木】

5 ロードプライシングの推進

多くの地域から観光客が訪れる鎌倉地域の主要な幹線道路（県道など）では、休日を中心に著しい交通渋滞が発生していることから、その解消の施策である（仮称）鎌倉ロードプライシングの実現に向けた連携体制を構築すること。

【鎌倉】

28 河川・海岸の整備

1 河川の整備 一部新規

- (1) 平成 27 年 4 月に策定された小出川・千の川河川整備計画に基づき、小出川の治水面における安全対策を講じるとともに、平成 30 年 7 月に策定された相模川・中津川河川整備計画に基づき、早期整備について積極的な取組みを行うよう国に働きかけること。【茅ヶ崎、藤沢】

要 望 事 項
【まちづくり、産業】

- (2) 平成 26 年 6 月の引地川、境川の特定都市河川への指定により、市民や事業者、流域自治体に対する新たな雨水の流出抑制対策などの負担を求めている状況を踏まえ、治水対策の根幹をなす河川改修を速やかに推進すること。

【大和、藤沢】

- (3) 近年の都市域における異常な豪雨により、新たな都市型水害が発生している状況を踏まえ、蓼川・引地川の河川改修事業を早期に完成すること。

【綾瀬、藤沢】

- (4) 近年の異常気象に伴う台風やゲリラ豪雨による床上浸水等の水害対策として、早期に河川改修に取り組むこと。【綾瀬】

- (5) 浸水対策上重要な河川である永池川の未整備箇所について、河川改修等の一層の促進とともに、集中豪雨に対応するため、日久尻川の新たな河川改修をすること。【海老名】

- (6) さがみグリーンラインの整備について、相模川における水辺の軸を基軸として、各スポーツ施設のネットワーク化を図り、新たなスポーツイベント等の創出につなげるため、さがみグリーンライン整備を計画的に早期完了すること。【海老名】

- (7) 二級河川山王川の河川の整備を促進すること。【小田原】

- (8) 狩川・内川等県管理の河川において、土砂が堆積している箇所があり、近年多発している集中豪雨等への対応や下流地域の安全のためにも、早期に河床を浚渫すること。【南足柄、小田原】

- (9) 「ひばりが丘排水区」の放流先となる引地川改修事業を促進すること。

【座間】

- (10) 相模川三川合流点地区について、相模川・中津川河川整備計画の策定に合わせ、低水護岸の整備を早期着手するとともに、河川敷での樹林化対策及び水辺に親しむ環境改善に向けた河原再生に取り組むこと。【厚木、海老名】

2 海岸等の保全 **一部新規**

(1) 県管理地である海岸の侵食対策について、漁港やサイクリングロード等への飛砂侵入抑制効果及び海環境の保全効果も踏まえ、強風等により過剰に堆積している自然の海砂を活用するとともに、老朽化や砂に埋もれている竹簀柵等の改修を推進し、効果的な砂浜維持を行うこと。

特に侵食が激しくサイクリングロードの崩落の危険性もある箇所については、漁業に支障の出ない部材において緊急的かつ計画的な対策を実施すること。【茅ヶ崎】

(2) バーベキュー等の無秩序な海岸利用を制限する等の海岸管理対策、早急な砂浜浸食の原因調査による最良の養浜対策と改善対策に取組み、これらを踏まえた総合的な海岸管理の方策を県条例により定めること。【逗子】

29 漁港等の整備

漁港等の整備

(1) 市場施設の高度衛生管理対策や市営漁港の整備等に係る国県補助金の総額確保及び県営三崎漁港の振興に資する施設整備の推進等、6次経済の構築をめざした水産振興策に必要な支援をすること。【三浦】

(2) 県西3市9町約54万人の魚食を支える小田原漁港について、特定漁港漁場整備事業（新港西側地区）の完成に向けた予算を確保し、円滑に事業を推進するとともに、市が行う公設水産地方卸売市場の再整備の検討に当たり、国・県等の関係機関との協議調整等において、必要な支援をすること。【小田原75】